

石井町分別収集計画

令和4年6月

1 計画策定の意義

今日、廃棄物の処理施設や最終処分場の確保は非常に困難な状況にあり、今後、快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の排出を減らすことに努める。
- (2) 容器包装廃棄物の分別収集と再商品化を進め、さらに、再商品化をして得られたものについてその積極的利用に努める。
- (3) 住民、行政、事業者の適切な役割分担のもとで、住民、事業者の積極的な参加と協力を期待する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
容器包装廃棄物	1,776 t	1,767 t	1,757 t	1,747 t	1,738 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、効果的な排出抑制ができるように、住民、行政、事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携しながら進める。

(1) 教育啓発活動の充実

ごみ処理の厳しい状況について、住民、事業者に対し情報提供を行い、排出抑制に関する認識を深めてもらう。

さらに、ごみの分別収集、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

具体的には、以下の取り組みを行う。

- ・パンフレット、チラシの配布
- ・住民、事業者に対する説明会の開催
- ・ごみ処理施設の見学会の開催
- ・補助教材を利用した教育
- ・CATVによる広報、啓発活動

(2) 適正包装等の促進

住民に対して、買い物袋を持参する、簡易包装を求める、詰め替え商品やリターナブル容器を用いた商品を購入する等の行動を呼びかける。

事業者に対して、レジ袋や紙袋を減らす、包装を簡素化する、詰め替え方式やリターナブル容器を用いるなどの取り組みを求める。

(3) 集団回収活動の促進

地域団体による集団回収活動を、資源ごみの分別収集開始後も継続し、容器包装廃棄物の排出抑制を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、選別施設である石井町リサイクルセンター等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	空きビン
主として紙製の容器包装であって飲料を 充てんするためのもの（原材料としてアル ミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以 外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって、飲料、しょうゆ 等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であ って上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	18.0 t		17.9 t		17.8 t		17.7 t		17.6 t	
主としてアルミ製の容器	27.7 t		27.5 t		27.4 t		27.2 t		27.1 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	44.1 t		43.9 t		43.6 t		43.4 t		43.2 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	44.1 t	0.0 t	43.9 t	0.0 t	43.6 t	0.0 t	43.4 t	0.0 t	43.2 t	0.0 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	52.4 t		52.1 t		51.8 t		51.5 t		51.3 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	52.4 t	0.0 t	52.1 t	0.0 t	51.8 t	0.0 t	51.5 t	0.0 t	51.3 t	0.0 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	16.6 t		16.5 t		16.4 t		16.4 t		16.3 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	16.6 t	0.0 t	16.5 t	0.0 t	16.4 t	0.0 t	16.4 t	0.0 t	16.3 t	0.0 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6.0 t		6.0 t		6.0 t		5.9 t		5.9 t	
主として段ボール製の容器	93.5 t		93.0 t		92.5 t		92.0 t		91.5 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	20.4 t		20.3 t		20.2 t		20.1 t		20.0 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	20.4 t	0.0 t	20.3 t	0.0 t	20.2 t	0.0 t	20.1 t	0.0 t	20.0 t	0.0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	49.5 t		49.3 t		49.0 t		48.7 t		48.4 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0.0 t	49.5 t	0.0 t	49.3 t	0.0 t	49.0 t	0.0 t	48.7 t	0.0 t	48.4 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	119.9 t		119.3 t		118.6 t		118.0 t		117.3 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	119.9 t	0.0 t	119.3 t	0.0 t	118.6 t	0.0 t	118.0 t	0.0 t	117.3 t	0.0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
24,368人 (対前年度比)	24,235人 (対前年度比)	24,102人 (対前年度比)	23,969人 (対前年度比)	23,836人 (対前年度比)
99.46%	99.45%	99.45%	99.45%	99.45%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
主としてスチール製の容器	空き缶	委託業者 (定期収集)	石井町リサイクル センター
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器	空きビン		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック		
主として段ボール製の容器	段ボール		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製 容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）
分別の用に供する施設計画を下表に示す。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	空き缶	指定袋	平ボディ車	石井町リ サイクル センター
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	空きビン			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器包装であ って飲料を充てんするための もの（原材料としてアルミニ ウムが利用されているものを 除く。）	飲料用紙パック	紐で縛る		民間業者
主として段ボール製の容器	段ボール			
主として紙製の容器包装であ って上記以外のもの	紙製容器包装	指定袋		石井町リ サイクル センター
主としてポリエチレンテレフ タレート（P E T）製の容器 であって、飲料、しょうゆ等 を充てんするためのもの	ペットボトル			
主としてプラスチック製の容 器包装であって上記以外のも の	プラスチック製 容器包装			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町の広報誌やホームページ、毎年3月に発行している「ごみ収集カレンダー」や不定期に発行している「ごみ分別事典」などを活用し、容器包装廃棄物の分け方や出し方を積極的に広報し、住民の理解を深め、より一層の分別の徹底を図る。

住民、行政、事業者が一体となった協働による取組みを更に推進させるとともに、容器包装廃棄物の排出抑制に向けたより良い分別収集体制の構築を目指す。